

第3章 日中活動系サービス

1 日中活動系サービスにおける共通事項について

- (1) 事業運営上の理由から、「当該月における日数から8日を控除した日数」を超える支援が必要となる場合については、指定権者に届け出ることにより、当該事業所が特定する3ヶ月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「当該月における日数から8日を控除した日数」の総和の範囲内であれば利用することができる(地域活動支援センター(Ⅱ型、Ⅲ型)は除く。)
- (2) 日中活動系サービスに係る報酬は1日単位で算定されることから、同一日に複数の日中活動系サービスを利用することはできない。
- (3) 日中活動系サービスの利用者が一般就労に移行した場合、その後は日中活動系サービスを利用しないことが想定されているが、一般就労を行わない日又は時間に日中活動系サービスを利用する必要がある場合は、一般就労先の企業において、本人が日中活動系サービスを利用することが認められており、利用の必要性があると認められる場合は利用することができる。
- (4) 暫定支給決定の取り扱いについては、平成26年11月26日付け茨障第3997号「訓練等給付に係る暫定支給決定の取り扱いについて」(別紙3)に留意すること。

2 生活介護

(1) サービス内容

障害者支援施設その他以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行う。

(2) 対象者

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次のア～ウのいずれかに該当する者。

ア 障害支援区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者。

イ 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2(障害者支援施設に入所する場合は障害支援区分3)以上である者。

ウ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市が利用の組合

せの必要性を認めた者。

(3) 標準支給量

当該月における日数から 8 日を控除した日数

3 自立訓練(機能訓練)

(1) サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所へ通所又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者。

イ 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等。

(3) 標準支給量

当該月における日数から 8 日を控除した日数

(4) 標準利用期間

1 年 6 ヶ月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は 3 年間)

4 自立訓練(生活訓練)

(1) サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所へ通所又は当該障害者の居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者。

イ 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等。

(3) 標準支給量

当該月における日数から 8 日を控除した日数

(4) 標準利用期間

2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由がある場合は3年間)

5 就労移行支援

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談及びその他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

ア 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者。

イ あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより就労を希望する者。

※ 65歳以上の者の利用については、65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

(4) 標準利用期間

2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年間又は5年間)

(5) 就労移行支援の運用について

ア 大学在学中の者については、以下の(ア)～(ウ)のいずれにも該当する場合は就労移行支援を利用することができる。

(ア) 大学や地域における就労支援機関等(例：大阪障害者職業センター等)による就職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合。

(イ) 大学卒業年度であって、卒業に必要な単位取得が見込まれており、就労移行支援の利用に支障がない者。

(ウ) 市が聞き取り等を行ったうえで、就労移行支援を利用することにより就職につながると判断した場合。

イ 一般就労している障害者が休職した場合において、以下のア～ウのいずれにも該当する場合は、就労移行支援を利用することができる。

(ア) 休職中の障害者を雇用する企業、地域における就労支援機関(例：

大阪障害者職業センター等)や医療機関による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合。

(イ) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより、復職することが適当と判断している場合。

(ウ) 市が聞き取り等を行ったうえで、就労移行支援を利用することにより復職につながると判断した場合。

6 就労継続支援A型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づいて就労する者につき、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練及びその他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。)。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 就労移行支援事業所を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者。

イ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者。

ウ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者。

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

7 就労継続支援B型

(1) サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、年齢、心身の状態その他事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者又は就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等につき、生産活動その他活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者又は一定年齢に達している者などであって、福祉的就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられる。

ア 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者。

イ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者。

ウ ア又はイに該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者。

エ 特別支援学校卒業予定者については、事前に就労移行支援事業所によるアセスメントを受け、就労継続支援B型の利用が適当であるとの評価を得た者。

オ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者。

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

8 地域活動支援センター(Ⅱ型、Ⅲ型)

(1) サービス内容

ア 地域活動支援センターⅡ型

機能訓練、社会適応訓練、文化的活動及び入浴サービス。

イ 地域活動支援センターⅢ型

創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等の便宜供与。

(2) 対象者

ア 身体障害者

イ 知的障害者

ウ 精神障害者

エ 難病等対象者

(3) 標準支給量

当該月における日数から8日を控除した日数

(4) 地域活動支援センター(Ⅱ型、Ⅲ型)の運用について

ア Ⅱ型の利用日数については、4時間以下で0.5日、4時間超6時間以下で0.75日、6時間超で1日とする。

イ Ⅲ型の支給決定時において、認定調査項目の(ア)食事、(イ)排泄、(ウ)入浴、(エ)移動及び(オ)行動障害に関連する項目から、以下のとおり単価区分を判断する。

a 区分3

(ア)～(エ)の項目のうち「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」が1項目以上。

b 区分2

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」若しくは「部分的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「週に1回以上支援が必要」が1項目以上。

c 区分1

(ア)～(エ)の項目のうち「全面的な支援が必要」が3項目以上又は(オ)の項目のうち「ほぼ毎日(週に5日以上)支援が必要」が1項目以上。

※ 「排泄」については「排尿」及び「排便」のいずれか支援の必要性が高い項目で判断する。

※ 「行動障害に関連する項目」とは、「昼夜逆転」、「不潔行為」、「こだわり」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「過食・反すう等」、「そううつ状態」、「反復的な行動」、「対人面の不安緊張」及び「意欲が乏しい」のことをいう。